

## 国際協力銀行による回答（平成 20 年 3 月 4 日）へのコメントと追加質問

平成 20 年 3 月 5 日

FoE Japan 清水規子

この度は、『「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査（海外経済協力業務）」報告書』への質問にご丁寧に回答頂き、誠にありがとうございました。以下、回答へのコメント及び、さらに回答を頂かないと確認が難しいものについては再度の質問を提出させていただきます。宜しくお願いいたします。

## 1. コメント

- 1.1. 回答（P7）においては、「住民に移転計画が周知されていない例は確認されていません」とありますが、スマラン総合水資源・洪水対策事業のダムによる影響を受ける影響住民 30 人弱にサンプルで聞き取り調査（2007 年 8 月～9 月）をしたところ、移転スケジュール、補償政策についてほぼ全員が知らず、この回答と矛盾があります。
- 1.2. 回答（P8）開発政策の場合の世界銀行の政策についてですが、世界銀行の政策借款の場合には、OP8.60 ‘Development Policy Lending’があり、セーフガードが存在します。しかし、JBIC の場合には自動的にカテゴリ C に分類され環境レビューが省略されます。政策借款については、その種類によってはプロジェクト以上に大きい環境社会影響をもたらします。今後、政策借款については一概にカテゴリ C に分類し環境レビューを省略するのではなく、世界銀行の政策などを参照する等の対策をとることが望ましいと考えます。
- 1.3. 回答（P10）において、「環境への負の影響が重大でないためにカテゴリ B に分類した案件の中でもさらに影響が小さいと想定された案件」として、「代替案の検討」につき 23 件、「国際的基準との比較」について 24 件、「モニタリング計画・環境管理計画の策定」について 9 件で実施が確認でなかったとあります。しかし、ガイドラインではカテゴリ B の環境レビューについて「カテゴリ A と同様に負の影響の回避・最小化・緩和」が規定され、「負の影響が小さい」ことを理由とした第 2 部の項目の審査を免れることを許しておらず、これはガイドライン違反ではないでしょうか。さらに、これらの案件リストには、非常に環境影響が大きいと思われる案件もあり、一概に「負の影響が小さい」とはいえません。また、例えば、ソンドゥ・ミリュウ／サンゴロ水力発電所建設事業は、現地から負の影響に対する強い懸念がだされてきた案件で影響が小さいとは言えず、「代替案の検討」の実施を確認するべきでした。また、パラグアイのイグアス水力発電事業については、200MW の水力発電と送電線の敷設を伴うものであり、「国際的基準との比較」を行う必要がないほど影響が小さいとは言えません。今後、このようなことを防ぐガイドライン・仕組みを考えることが重要であると考えます。
- 1.4. 別紙 3 において、特に E/S 借款というプロジェクトの実施前の段階において代替案の検討

が実施されていないのは、問題だと思います。E/S 借款の段階では、詳細設計が含まれることも多くあると理解していますが、詳細設計レベルでの代替案の検討も非常に重要です。

- 1.5. 回答（P16）で、カテゴリ A 案件で EIA に協議録が添付されていなかった案件が 15 件あるとされていますが、協議の内容を可能な限り適切かつ正確に把握するためにも、原則協議録が作成され、それが EIA に添付されるべきと考えます。現行ガイドラインでは、協議録の作成は「原則」とされていますが、カテゴリ A 案件 28 件のうち 15 件が「例外」というのは、ガイドラインに違反していると考えます。
- 1.6. E/S 借款の中には、ジャワ南線複線化事業（III）（76.1km に及ぶ複線化の事業）、ジャカルタ都市高速鉄道事業（総延長約 14.5km）、ビシャカパトナム港拡張事業（その後事業化し、A 案件として分類）があります。しかし、これらの事業事前評価表には全くといっていいほど環境社会影響についての既述がありません。E/S 借款であっても、一概にその事業の規模・特性を鑑み分類されるべきで、案件毎にカテゴリ分類するべきです。

## 2. 追加質問

- 2.1. 回答（P8）のインドネシアとベトナムのカテゴリ B 案件について、EIA が作成されていなかった 1 案件のプロジェクト名を教えてください。
- 2.2. 回答（P8）の南アジアのカテゴリ B 案件について、EIA が作成されていなかった 22 案件のプロジェクト名を教えてください。
- 2.3. 回答（P11）において、「住民協議が実施されたか否かの確認に留まらず、実施された住民協議の記録を確認し、周知の方法、提供された情報、質疑応答の内容等、住民協議が適切に行われたか否かも確認した上で、適切な過程を経ているかどうかを判断しています。」とありますが、スマラン総合水資源・洪水対策事業の影響住民 30 人弱（サンプル）への聞き取り調査（2007 年 8 月～9 月）からは、「コンサルテーションでは、代替案の検討について説明はなく、ダム建設、ダムのメリットについて伝えられただけで、影響について聞いても『無い』といわれるばかり」との声もありました。同事業では、どのように住民協議の適切性について判断したのですか。
- 2.4. 回答（P11）のインドのパブリックヒアリングについては理解しましたが、それと「住民協議」はどのように異なるのですか。
- 2.5. 回答（P11）の詳細設計の線形による移転住民の増加・減少についてですが、どの程度の人数の増減があるのですか。いくつか事例を教えてください。
- 2.6. 回答（P11）の詳細設計に関連し、現在、JBIC では詳細設計時の環境社会配慮をどのように実施しているのか、具体的に教えてください。
- 2.7. 回答（P13）について、「移転住民の生計や生活の回復・改善」については、それを確保するにはベースラインデータが必須です。住民移転が発生する全ての案件について住民移計画においてそのベースラインデータがとれているのですか。
- 2.8. 回答（P14）の EIA 報告書への反映状況について、協議が反映されていなかった理由を教

えてください。

- 2.9. 回答（P14）の住民移転が発生する事業における影響住民の参加状況について、「住民移転が発生する全案件」において参加が確保されていたということでしょうか。
- 2.10. 回答（P14）で、ライフサイクルに渡る影響が検討されていることが確認できた案件名を教えてください。また、確認できなかった案件については、検討されなかった理由を教えてください。
- 2.11. 回答（P15）「環境アセスメント報告書」に関して、ガイドラインでは「地域の人々が理解できる言語と様式による書面が作成されねばならない」とありますが、回答では、「事業概要、環境への影響、環境に対する緩和策等を含む情報が提供されている」とあります。これは書面は作成されず、口頭での説明があったということですか。上記のスマラン総合水資源・洪水対策事業に関する住民への聞き取りからは、住民は書面を持っていませんでしたし、緩和策どころか影響さえ説明されなかったという声も聞かれました。
- 2.12. 回答（P17）について、不法居住者に対する用地取得や住民移転の際、JBIC では補償措置のレベルをどう設定していますか。
- 2.13. 回答（P18）について、モニタリング結果が同じ国内でも公開されているものと公開されていないものがあるようですが、それはなぜですか。